



地震の際のトイレ・耐震診断

災害直後、(水洗)トイレは使用できません

地震で下水管が破損している可能性があります。

破損を知らずに 使用した場合

- 下水管の詰まりが発生 ●流した汚水が下の階で水漏れとなる
- 汚水の逆流 などが起こります。

破損が考えられる災害時は自治体が発信する情報等を確認してから使用するようにしましょう。

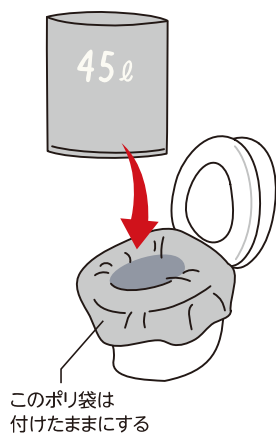
仮設トイレは いつ来るの？

災害用トイレとして真っ先に思いつく仮設トイレが、避難所にすぐに届くとは限りません。

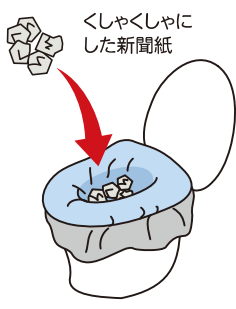
■自宅トイレを災害時に使う方法

水を流すことはできませんが、便座そのものが壊れていなければ簡易トイレとして使用できます。その際**簡易トイレセット**が便利です。あらかじめ購入して備蓄しておきましょう。無い場合は下記の方法でも代用可能です。(便器が壊れている場合は、バケツやダンボールなども代用可能です。)

- ①便座を上げて、1枚目のポリ袋をかぶせる



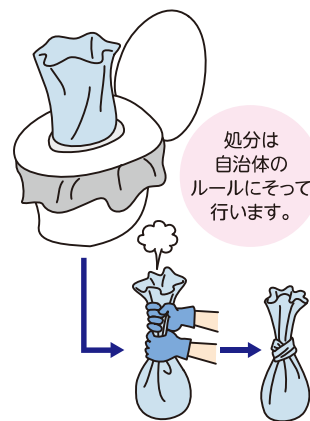
- ②便座を下げて、携帯トイレをセット。無い場合は、2枚目のポリ袋をかぶせ、くしゃくしゃにした新聞紙を中に敷き詰める。



- ③オムツやペット用トイレシート・猫砂、防臭スプレーは、吸収・防臭などに役立ちます。



- ④排泄したら、2枚目のポリ袋(携帯トイレ)だけを取り出して、空気を抜いて強く結ぶ。



一人1日のトイレ使用：6回×最低3日分、できれば1週間分の簡易トイレセットの準備が望ましいです。手洗い用ウェットティッシュなど一緒に準備しておきましょう。

耐震診断・耐震改修工事・除却工事

市では地震に強いまちづくりを推進するため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修工事、除却工事に要する費用の一部について補助金を交付します。

【問い合わせ先】 交野市 都市まちづくり課

もしものときの備え 「地震保険」

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による被害を補償する地震災害専用の保険です。「もしも」の被災後の生活再建を助けるための保険です。(参考)地震保険特設サイト(日本損害保険協会)
URL:<https://www.jishin-hoken.jp> (外部リンク)